

青森市行政不服審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森市行政不服審査会条例（平成28年青森市条例第4号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、青森市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、条例第5条第1項の規定により、会議を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ、日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

(会議の非公開)

第3条 青森市情報公開条例（平成17年青森市条例第26号）第7条各号に掲げる情報を含む事案を審議する場合の会議は、非公開とする。

(諮問の方法)

第4条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第43条第1項の規定による諮問（以下「諮問」という。）は、次の各号に掲げる事件の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 処分についての審査請求に係る事件 諮問書（様式第1号）
- (2) 不作為についての審査請求に係る事件 諮問書（様式第2号）

(諮問の取下げ)

第5条 諮問の取下げは、諮問取下書（様式第3号）により行うものとする。

(主張書面等の提出の求め等)

第6条 審査会は、法第81条第3項において準用する法第74条の規定により審査関係人に対し主張書面又は資料（以下「主張書面等」という。）の提出を求める旨の決定をしたときは、書面により、当該審査関係人にその旨を通知するものとする。

- 2 法第81条第3項において準用する法第76条後段の規定により、審査会が主張書面等を提出すべき相当の期間を定めたときは、書面により、審査関係人に通知するものとする。
- 3 審査会は、前2項の通知を行う場合には、主張書面等に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての意見を、あらかじめ書面により聴くものとする。

(口頭意見陳述)

第7条 審査会は、必要と認めるときは、書面により、審査関係人に法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定による口頭意見陳述（以下「口頭意見陳述」という。）を行う意思の有無を確認するものとする。

- 2 口頭意見陳述の申立て（補佐人の同伴の許可に係る申立てを含む。次項において同じ。）は、口頭意見陳述申立書（様式第4号）により行うものとする。
- 3 審査会は、口頭意見陳述の申立てがされた場合には、当該口頭意見陳述を行うか否か（補佐人の同伴の許可を行うか否かを含む。）を決定し、書面により、当該申立てを行った審査関係人に通知する。
- 4 口頭意見陳述に出席する者の人数は、次に掲げる者の区分ごとに、それぞれ5人以内とする。ただし、審査会が必要と認めるときは、この限りでない。
 - (1) 審査請求人及びその補佐人
 - (2) 参加人及びその補佐人
 - (3) 審査庁の職員

(主張書面等の閲覧又は交付)

第8条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による閲覧又は交付の求めは、主張書面等閲覧等請求書(様式第5号)により行うものとする。

- 2 審査会は、審査関係人から前項の規定により主張書面等閲覧等請求書が提出された場合には、当該求めに係る主張書面等の閲覧又は交付についての意見を既に聴取している場合を除き、書面により、当該主張書面等の提出人に、当該閲覧又は交付についての意見を聴取する。
- 3 審査会は、第1項の求めに係る主張書面等について、その提出人の当該閲覧又は交付についての意見を踏まえ、閲覧をさせ、又は交付をするか否かを決定し、書面により、当該求めを行った審査関係人に通知する。
- 4 審査会は、主張書面等の提出人から当該主張書面等の閲覧又は交付に反対する旨の意見が提出されている場合において、当該主張書面等について閲覧をさせ、又は交付をするときは、書面により、当該提出人にその旨を通知する。

(手数料の減免)

第9条 青森市手数料条例(平成17年青森市条例第82号)第6条第1項の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人又は参加人は、前条第1項の規定により提出する主張書面等閲覧等請求書と併せて、交付手数料減額(免除)申請書(様式第6号)を提出するものとする。

- 2 審査会は、審査請求人又は参加人から前項の規定による交付手数料減額(免除)申請書が提出された場合には、減額又は免除を行うか否かを決定し、書面により当該審査請求人又は参加人に通知する。

(調査結果の記録の作成)

第10条 審査会は、法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査を審査関係人、鑑定人又は参考人からの口頭による説明又は意見の陳述を聴取する方法により行ったときは、その要旨を記載した書面を作成しなければならない。

(答申方法)

第11条 答申は、審査庁に対し、答申書を交付することにより行う。

(答申書の更正)

第12条 審査会は、答申書に誤記その他表現上の明白な誤りがある場合には、会長にその職権により当該答申書の更正を行わせる。

- 2 会長は、前項の更正をしたときは、その内容を審査庁に通知するとともに、通知書面の写しを審査請求人及び参加人に送付する。

(答申の内容の公表)

第13条 法第81条第3項において準用する法第79条の規定による答申の内容の公表は、市のホームページに掲載することにより行うものとする。

(会長印)

第14条 青森市行政不服審査会会長印の字句、保管責任者、形状、寸法及び書体は、次のとおりとする。

- (1) 字句 青森市行政不服審査会会長之印
- (2) 保管責任者 青森市総務部総務課長の職にある者
- (3) 形状 正方形
- (4) 寸法 21ミリメートル
- (5) 書体 てん書体

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成29年1月25日から実施する。

様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

青森市行政不服審査会
会長 様

（審査庁）
青森市長



諮 問 書

法（ 年法律第 号）第 条の規定に基づく処分に係る審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、別紙のとおり諮問します。

(別紙)

区分	内容
1 審査請求に係る処分 (処分の種類) <input type="checkbox"/> 申請拒否処分 <input type="checkbox"/> 不利益処分 <input type="checkbox"/> 事実上の行為 <input type="checkbox"/> その他	(1) 処分の年月日、(記号番号) (2) 処分をした行政庁 (3) 被処分者 (4) 処分の概要
2 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
3 諮問の理由	
4 参加人等	
5 添付書類等	① 審理員意見書 (写し) ② 事件記録 (写し) ③ 諮問説明書 (裁決についての審査庁の考え方及びその理由を記載した書面) ④ 審査請求人が総代若しくは代理人を選任している場合、参加人がある場合又は参加人が代理人を選任している場合には、当該選任又は参加を示す書面 ⑤ 当該処分の申請書 (写し) ⑥ 当該処分に係る審査基準又は処分基準 (写し) ⑦ 当該処分の決定通知書 (写し) ⑧ その他参考資料
6 審査庁担当課、担当者名、電話、住所等	

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

青森市行政不服審査会
会長

様

（審査庁）
青森市長



諮 問 書

法（ 年法律第 号）第 条の規定に基づく処分についての不作為に係る審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、別紙のとおり諮問します。

(別紙)

区分	内容
1 審査請求に係る不作為の対象となる処分の申請	(1) 処分の申請年月日、(記号番号) (2) 処分の申請を受けた行政庁 (3) 処分の申請の概要
2 処理期間	<input type="checkbox"/> 法定処理期間 ①根拠法令及び条項 ②処理期間 <input type="checkbox"/> 標準処理期間 <input type="checkbox"/> 処理期間の定めなし (標準処理期間を定めていない理由)
3 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 審理員意見書 (写し) ② 事件記録 (写し) ③ 諮問説明書 (裁決についての審査庁の考え方及びその理由を記載した書面) ④ 審査請求人が総代若しくは代理人を選任している場合、参加人がある場合又は参加人が代理人を選任している場合には、当該選任又は参加を示す書面 ⑤ 当該処分の申請書 (写し) ⑥ 当該処分に係る審査基準又は処分基準 (写し) ⑦ 当該処分の決定通知書 (写し) ⑧ その他参考資料
7 審査庁担当課、担当者名、電話、住所等	

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

青森市行政不服審査会
会長 様

（審査庁）
青森市長



諮問取下書

諮問に係る審査請求事件について、次の理由により、当該諮問を取り下げます。

（理由）

口頭意見陳述申立書

年 月 日

青森市行政不服審査会
会長 様

住 所
氏 名

印

（自署する場合は押印不要）

電話番号

下記1の審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第75条第1項の規定に基づき、下記2及び3のとおり口頭意見陳述を申し立てます。

記

1 審査請求

- 審査請求年月日
- 審査庁名
- 審査請求に係る処分又は不作為の名称

2 口頭意見陳述を希望する日時

- 第1希望日
- 第2希望日
- 第3希望日

3 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第2項の規定に基づく補佐人の同伴の許可申請

- 補佐人の同伴を必要とする理由
- 補佐人の住所、氏名及び職業
 - 住所
 - 氏名
 - 職業

（記入の際の留意事項）

ア 法人その他の団体にあつては、住所・氏名欄に、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

イ 2の「日時」には、希望する日時を複数記入してください。

ウ 3は、審査請求人又は参加人が、補佐人の同伴を希望する場合に記入してください。

様式第5号（第8条関係）

主張書面等閲覧等請求書

年 月 日

青森市行政不服審査会

会長 様

住 所

氏 名〔審査庁）青森市長] 印

（自署する場合は押印不要）

電話番号

下記1の審査請求に関して青森市行政不服審査会に提出された下記2の主張書面等について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づき、下記3のとおり閲覧〔写し等の交付、閲覧及び写し等の交付〕を求めます。

記

1 審査請求

- （1）審査請求年月日
- （2）審査庁名
- （3）審査請求に係る処分又は不作為の名称

2 求める主張書面等の名称等

- 【例】
- ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
 - ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
 - ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

3 求める閲覧及び交付の方法等

- 閲覧を求める。
 - ・ 希望する閲覧日時
- 写し等の交付を求める。
 - ・ 複写の方法
 - 両面 、 片面
 - 白黒 、 カラー（主張書面等がカラーの場合に限る。）
 - ・ 交付の方法
 - 手交 、 送付（郵送）

（注）3の「求める閲覧及び交付の方法等」については、該当するものの□にチェックの上、必要な事項を記載する。

様式第6号（第9条関係）

交付手数料減額（免除）申請書

年 月 日

青森市行政不服審査会

会長 様

住 所
氏 名

印

（自署する場合は押印不要）

電話番号

青森市手数料条例（平成17年青森市条例第82号）第6条第1項の規定に基づき、下記1の主張書面等について、下記2及び3のとおり、交付に係る手数料の減額[免除]を申請します。

記

1 交付を求める主張書面等の名称等

【例】

- ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
- ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・ 参加人が提出した主張書面及び資料 2

減額[免除]を求める額

3 減額[免除]を求める理由

- ① 生活保護法第11条第1項第 号に規定する扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため
- ② その他

（注）1 ①又は②のいずれかに○印を付してください。

2 ①に○を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添

付してください。

3 ②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。